

「令和8年度大規模婚活イベント開催事業」業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、若い世代に対して結婚に対する気運の醸成・意識付けを図り、自然な出会いの機会を提供することを目的に、若い世代の特性を踏まえた大規模なイベントを開催するもの。

事業を円滑かつ効率的に実施するために、業務を委託（以下「本業務」という。）することとしており、本業務を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により提案者の実施能力、提出された提案内容を総合的に判断することにより受託者を決定するために必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度大規模婚活イベント開催事業委託
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託上限額 11,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

公告	令和8年6月18日（木）
質問書提出期限	令和8年6月24日（水）17時
質問への回答	令和8年6月25日（木）
参加申込書等提出期限	令和8年6月30日（火）17時
企画提案書等提出期限	令和8年7月13日（月）正午
選定結果通知・公表	令和8年7月17日（金）以降
契約の締結	令和8年7月17日（金）以降

4 本プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 石川県内における業務遂行体制を確保できる法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書等及び企画提案書等提出期限において、指名停止または参加排除期間中にある者ではないこと。
- (4) 参加申込書等及び企画提案書等提出期限において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、または民事再生法に基づく再生手続開始

の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす)。

(5) 次の①から⑤までの、いずれにも該当しない者であること。

①役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

④役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

⑤役員等が暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 石川県の納税義務を有するものにあつては、当該県税全般について未納がない者であること。

5 参加申込

(1) 提出書類と方法

企画提案しようとする者は、「企画提案参加申込書」(様式1)に次の書類を添えて、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団(「11連絡先」参照)に電子メールにて提出してください。

① 会社概要書(様式2)

② 登記事項証明書

③ 定款

④ 最新の決算書

⑤ 役員名簿

⑥ 誓約書(様式3)

⑦ 県税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書

※県税については、未納がないことの証明書を提出すること。なお、石川県に納税義務を有しない者については提出不要とする。

※消費税及び地方消費税については、国税(消費税及び地方消費税)に未納がないことの証明書を提出すること。

※いずれも提出日から3か月以内に発行されたものとする。

⑧ 過去5年間の国または地方公共団体が実施する事業の受託実績(様式4)

(2) 提出期限

令和8年6月30日(火) 17時(必着、期限に遅れた場合は受付しません。)

(必ず電話で到達確認をお願いいたします。)

6 企画提案書の提出

(1) 提出資料

ア 提案書（様式5）

イ 企画提案書 ※様式任意

- ・ 企画提案書の内容については、仕様書及び「7 企画提案で求める内容」に従い作成してください。
 - ・ 企画提案書は、以下の項目が分かるよう構成すること。
 - ① 業務全体の基本方針（コンセプト）
 - ・ 本事業の目的達成に向けた基本的な考え方
 - ② 集客戦略
 - ・ 対象者（20～39 歳）の特性を踏まえた参加者確保の方法
 - ・ 各会場の立地特性等を踏まえた集客及び女性参加者の確保に向けた工夫
 - ・ 広報手法（Web・SNS 等）を活用した広報・情報発信の方針
 - ③ イベント企画内容
 - ・ プログラム構成、交流およびマッチングの仕組み
 - ④ デジタルツール等の活用
 - ・ 参加者管理やマッチング支援の仕組み
 - ⑤ 運営体制およびスケジュール
 - ・ 実施体制および全体進行計画
 - ⑥ 送迎バス運行計画
 - ・ 運行方法および管理体制
 - ⑦ 交通費助成事務の実施方法
 - ・ 申請受付から審査、支払までの業務フロー
 - ⑧ 効果測定および改善の考え方
 - ・ 参加者数やマッチング数等の成果指標の管理およびアンケート分析
- ※上記項目は目安であり、独自提案を妨げるものではない。

ウ 見積書（内訳を含むものを「イ 企画提案書」内に綴じ込むこと）※様式任意

(2) 提出部数

アについては1部、イ（ウを含む）については10部（社名を記してあるものを1部、社名や提案者が特定できるロゴ等が記されていないものを9部）

(3) 提出期限

令和8年7月13日（月）正午（必着、期限に遅れた場合は受付しません。）
（必ず電話で到達確認をお願いいたします。）

(4) 提出先と方法

「11 連絡先」へ持参又は郵送するとともに、電子メールでも提出してください。

(5) 留意事項

- ・ 企画提案に係る一切の費用は全て提案者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書等の提出物は返却しないこととする。
- ・ 企画提案及び審査会で知り得た内容については、無断で使用しないものとする。

- ・提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- ・書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。

(6) 参加の辞退

企画提案参加申込書の提出後に辞退を申し出る場合は、「提案参加辞退届」（様式6）を提出してください。

7 企画提案で求める内容

仕様書に記載してある内容を踏まえ、本業務を効果的に実施するための具体的な方法について、企画提案書に記載し提案してください。

<企画提案に係る注意事項>

- ① 簡潔明瞭に、図表等を用いて分かりやすく記載すること。
- ② 法人名、ロゴ等、提案者を特定できる記述は行わないこと。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

「1 1 連絡先」に記載されている電子メールアドレス宛に、質問書（様式7）を送付してください。件名は「令和8年度大規模婚活イベント開催事業業務に関する質問」としてください。なお、電話及び口頭による質問は受付しません。

(2) 質問の提出期限

令和8年6月24日（水）17時（必着、期限に遅れた場合は受付しません。）

(3) 回答

電子メールにより質問者に回答するほか、必要に応じて他の参加申請者に対し情報提供を行います。

9 審査

- (1) 本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。
- (2) 各提案者から提出された企画提案書を審査員が審査・採点を行い、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (3) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (4) 石川県及び審査員は必要に応じて、提案者から追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行うことができる。
- (5) 審査は非公開で行う。
- (6) 失格
次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。
 - ・審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - ・他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと

- ・実施要領に適合しない書類を作成すること
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(7) 審査結果

- ア 選定結果は、応募者の代表者（担当者）宛に通知します。
- イ 審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、選定結果についての質問、補足説明、異議申し立ては受け付けません。

10 選定後の手続き

(1) 手続

- ア 本業務の業務委託仕様書は受託候補者が提出した企画提案書が基本となりますが、受託候補者との協議により最終決定することとします。
- イ なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。
- ウ 石川県財務規則（昭和 38 年 12 月 31 日規則第 67 号）に定める随意契約の手続に準じて、受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結します。

(2) 契約保証金

石川県財務規則第 136 条の規定に準じて、契約保証金は免除とします。

11 連絡先

(1) 問合せ先

〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-1

公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団（担当：架谷（はきたに））

電話：076-255-1535

FAX：076-255-1544

E-Mail：konkatsu@i-oyacomい.net

- (2) 書類等の提出、問合せ等は平日午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。